

第32号議案

令和6年度芦屋市都市再開発事業特別会計予算

令和6年度芦屋市の都市再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,180,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月16日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
04 国庫支出金		千円 50,680
	02 国庫補助金	50,680
06 財産収入		6,224
	01 財産運用収入	6,224
08 繰入金		1,122,414
	08 繰入金	1,122,414
09 繰越金		1
	09 繰越金	1
10 諸収入		681
	20 雑入	681
歳 入 合 計		1,180,000

歳 出

款	項	金 額
01 都市再開発事業費		千円 1,170,000
	01 芦屋駅北地区再開発事業費	4,632
	02 芦屋駅南地区再開発事業費	1,165,368
30 予備費		10,000
	30 予備費	10,000
歳 出 合 計		1,180,000